

下関市週休2日工事の実施要領の改定について（お知らせ）

令和6年6月4日修正

令和6年6月
下関市

下関市では、建設業における将来の担い手確保に寄与するため、休暇を拡大することで、技術者の処遇が改善される労働環境の整備のため、令和5年度より週休2日工事を実施しているところです。このたび、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、**令和6年7月1日**より、週休2日工事の実施要領を以下のとおり改定しますので、お知らせします。

1 適用基準の変更

- 下関市週休2日工事の実施要領（土木工事）
- 下関市週休2日工事の実施要領（営繕工事）

※令和6年5月15日に更新した下関市週休2日工事の実施要領（営繕工事）の改定について、補正率を月単位、通期に修正しました。

【詳細は市のホームページ（下記 URL）に掲載の実施要領を参照】

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/69/>

2 改定内容

	改定前		改定後	
	土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
種別	週休2日工事 週休2日交替制モデル工事	週休2日工事	週休2日工事（現場閉所型） 週休2日工事（交替制）	週休2日工事
対象工事	原則、全ての工事		原則、全ての工事	
発注方式 実施方法	・発注者指定型 設計金額5,000万円以上の工事 4週8休以上の補正係数を各経費に乗じて発注		・発注者指定型 設計金額5,000万円以上の工事 通期の補正係数を各経費に 乗じて発注 通期、月単位の実施協議	・発注者指定型 設計金額5,000万円以上の工事 月単位の補正係数を各 経費に乗じて発注 改修工事の補正を追加
	・受注者希望型 設計金額130万円以上5,000万円未満の工事 経費の補正なしで発注 週休2日実施希望の有無協議 4週8休以上の実施協議		・受注者希望型 設計金額130万円以上5,000万円未満の工事 経費の補正なしで発注 週休2日実施希望の有無協議 通期、月単位の実施協議	

- 週休2日の達成状況に応じて、経費補正し契約変更を行う。
 - 月単位を実施協議し、達成が確認された場合は、工事成績評価において加点する。
- ※令和7年度より全ての工事において、受注者希望型から発注者指定型に移行する予定です。

3 適用日

令和6年7月1日以降に入札公告するものから適用する。